平成22年度市場化テスト3調査の評価について

- 1 農林水産省所管の「牛乳乳製品統計調査」、「生鮮食料品価格・販売動向調査」及び「木 材流通統計調査のうち木材価格統計調査」の3調査について、平成25年度以降の事業の 実施に当たって、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改 革法)(平成18年法律第51号)第7条第8項の規定に基づく評価を基に実施することが 必要である。
- 2 事業終了前に、平成23年調査及び平成24年調査(牛乳乳製品統計調査にあっては11月 調査、生鮮食料品価格・販売動向調査にあっては9月調査までの分)の実施状況を基に、 官民競争入札等監理委員会において評価を確定する。
- 3 評価(案)を作成するに当たり、内閣府から、事業の実施状況の報告を求められており、第2期実施要項において、「<u>農林水産省は、本業務の実施状況等を内閣総理大臣に</u> 提出するに当たり、外部有識者の意見を聴くものとする。」と規定されている。
- 4 また、次期の計画内容について、「公共サービス改革基本方針」(平成24年7月20日閣議決定)において決定されていることから、計画策定は行わない。
 - (参考)「公共サービス改革基本方針」(平成24年7月20日閣議決定)
 - 【入札等の実施予定時期】

平成25年7月を目途に入札公告し、平成25年11月から落札者による事業を実施 【契約期間】

牛乳乳製品統計調査

平成25年11月から平成29年1月までの3年3か月間

生鮮食料品価格,販売動向調査

平成25年11月から平成29年2月までの3年4か月間

木材流通統計調査のうち木材価格統計調査

平成25年11月から平成29年1月までの3年3か月間

- 5 なお、評価関係のスケジュールについては、次のとおり。
 - 3月上旬 入札監理小委員会 農林水産省が作成した事業の実施状況を基 に、内閣府が作成した評価(案)の審議
 - 3月中・下旬 官民入札等監理委員会 評価 (案)審議議了 評価の確定 (内閣総理大臣)